

女性活躍推進法に基づく

特 定 事 業 主 行 動 計 画

前期行動計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年4月

越 生 町 議 会
越 生 町 教 育 委 員 会
越 生 町 選 挙 管 理 委 員 会
越 生 町 農 業 委 員 会
越 生 町 監 査 事 務 局
越生町、毛呂山町外4組合公平委員会

越生町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

越生町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、越生町長、越生町議会議長、越生町教育委員会、越生町選挙管理委員会、越生町農業委員会、越生町監査事務局及び越生町、毛呂山町外4組合公平委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

法は平成38年3月31日までの時限立法であるが、事業主行動計画策定指針においては、一定期間を区切って計画を実施することが望ましいとされていることから、本計画は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を前期行動計画とし、平成33年4月1日から平成38年3月31日までの5年間を後期行動計画として定めるものである。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、行動計画策定・推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、越生町議会事務局、越生町教育委員会、越生町選挙管理委員会、越生町農業委員会、越生町監査事務局及び越生町、毛呂山町外4組合公平委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、各項目において、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用

ア 平成32年度までに、女性職員のうち、管理的地位にある職員に占める割合を、平成26年度の実績（16.7%）※より8.3%以上引き上げ、25.0%以上にする。

イ 平成32年度までに、女性職員のうち、主査以上の職員の割合を、平成26年度の実績（66.7%）※より3.3%以上引き上げ、70.0%以上にする。

(2) 仕事と家庭の両立

- ア 平成31年度までに、育児休業を取得する女性職員の割合を100%に、男性職員の割合を10%以上にする。
- イ 平成31年度までに、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を10%以上にする。

(3) 職員1人当たりの月ごとの時間外勤務

- ア 平成32年度までに、月に平均20時間以上時間外勤務を行う職員の割合を、平成26年度の実績(17.1%)※より7.1%以上引き下げ、10.0%以下にする。
- イ 平成32年度までに、常勤職員の平均時間外勤務を、平成26年度の実績(月11.5時間)※から2割以上縮減し、月9時間以下にする。

(4) 職員1人当たりの月ごとの年次有給休暇

- ア 平成32年度までに、職員の年次有給休暇の平均取得率を、平成26年の実績(12.0%)※より8.0%以上引き上げ、20.0%以上にする。
- イ 平成32年度までに、年次有給休暇を20.0%以上取得する職員の割合を5割以上にする。

※…平成26年地方公共団体定員管理調査に基づく実績

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標及びその他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、越生町議会事務局、越生町教育委員会、越生町選挙管理委員会、越生町農業委員会、越生町監査事務局及び越生町、毛呂山町外4組合公平委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、各項目において、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用

- ア 平成28年度から、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- イ 平成28年度から、主幹・課長補佐・課(局)長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ウ 平成28年度から、女性職員のみを対象とする研修や外部研修(自治大学校、市町村アカデミー等)への派遣を行う。
- エ 平成28年度から、女性職員に対する多様なロールモデル・キャリアパス事例の紹介や、メンター制度を導入・実施する。
- オ 平成28年度から子育て中の職員でも昇任試験を受験しやすいよう、実施日の変更等、柔軟な運用を行う。
- カ 平成28年度から、非常勤職員について、必要な業務研修を実施する。

(2) 仕事と家庭の両立

- ア 平成28年度から、課長会等を通じて育児・介護休業制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について、一層の周知徹底を図る。
- イ 平成28年度から、出産を控えている全ての職員（男性職員を含む。）や介護を必要としている職員に対し、管理職員による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、介護休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- ウ 平成28年度から、育児・介護休業等の取得前後において、育児・介護休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- エ 平成28年度から、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。

(3) 時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得の促進、人事評価への反映

- ア 平成28年度から、平成26年度から実施している毎週水曜日の定時退庁日（ノー残業デー）について、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、幹部職員による各職員への早期退庁の勧奨を一層徹底する。
- イ 平成28年度から、モデル課（総務課）において、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化と事務の効率化を図るとともに、取組の結果も踏まえ、対象課の拡大について検討を行う。
- ウ 平成28年度から、平成28年から実施している年次有給休暇の取得目標（最低5日間）について、各職員への一層の徹底を図る。
また、課長会等を通じて、定期的に計画的な取得を促進する。
- エ 平成28年度から、平成18年度から実施しているワークライフバランスの推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価について、一層の徹底を図る。